

平成30年度 リピーター促進事業
公 募 要 領

平成30年4月16日

「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会

1 事業の目的

県内温泉地の観光協会や観光団体等が取り組む事業のうち、リピーター（常連客）化の効果が見込める事業に対して「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会（事務局：福島県観光交流課、以下「委員会」とする。）が支援することで、自発的に福島県を発信するアンバサダー創出へ繋げることを目的として公募する。

2 事業の実施主体

次のいずれかに該当する団体が事業実施主体の対象となる。

- (1) 福島県内の市町村における温泉地の観光協会等、地域において共同で観光誘客活動を行っている団体
- (2) (1)と民間団体が連携した事業体、連合体

また、事業実施主体の要件として、次のいずれにも該当すること。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- イ 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- ウ 事業を適格に遂行する技術的能力及び知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- エ 公正な実施に支障を及ぼす恐れがない団体であること。
- オ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- カ 事業に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有すること。
- キ 本事業に係る活動を継続的・自律的に実施するため、本事業の責任主体、事務局機能及び関係者間の役割分担を明確化し、広域の関係者が連携・協力して本事業を実施することができる体制であること。

3 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものである。所要の選定手続きを経て、対象事業を選定した後、当該事業の提案団体に対して補助の交付決定をし、委員会による補助事業として実施することとしている。

また、外部協力者への再委託又は共同実施の提案を行う場合、事業の総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託等することができない。

以下の事項に留意の上、提案を行うこと。

(1) 募集する提案の内容

福島県を何度も訪れるリピーターを増加させるため、積極的に取り組む意欲のある団

体が地域の特性を活かした宿泊キャンペーン、特別メニュー、メルマガなどの情報発信など一連の取組を一体的に行うものを募集する。

【提案の具体例】

- ・ 体験メニューの企画
- ・ 共通温泉手形の発行
- ・ 季節ごとの限定メニューの開発
- ・ 宿泊者等に限定した情報発信 など

※ 上記に挙げたのは一例であり、持続的なリピーター促進につながるのであれば、上記の例に限定されるものではない。

(2) 事業の選定基準

事業の選定は、提案内容を踏まえ、次のような観点から選定する。

- ア 提案事業が、本県のリピーター促進にどの程度貢献するか。
- イ 提案事業の成果が、事業終了後も持続され、自立化する見込みがあるか。

○審査会（書面審査）の実施

事業の選定に当たっては、企画提案書について企画提案者からの提案を受け、書面で審査を行う。（プレゼンテーションは実施しない。）

(3) 本事業で支出する経費の範囲

本事業で支出する経費は、リピーターを増加させるためのソフト面の取組に係る経費である。

【支出対象とならない経費の例】

- ・ イベント等の実施だけを目的とした経費
- ・ 提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費（提案団体において従前から実施している活動の運営経費等）
- ・ 実施期間外の活動に係る経費
- ・ 提案団体における事務局職員等の人件費
- ・ 県や市町村等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業と重複補助にならぬよう、負担区分を明確にすること） など

(4) 本事業で支出する経費の区分、上限

提案に基づき、対象事業経費の1/2以内で補助を行うものとする。（補助金）

本事業の1団体あたりの上限額は、1,000千円（消費税及び地方消費税を含む。

※消費税の課税団体を除く。）とする。

(5) 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、契約の締結日又は交付決定の日から平成31年3月29日までとする。

4 応募に際しての必要書類

様式1から様式6（A4版）に示すとおり。

提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について詳細な説明資料がある場合は添付しても構わない。

なお、様式については、福島県観光交流局観光交流課（以下、「観光交流課」という。）のホームページ（以下のリンク先）から様式ファイルをダウンロードすることが可能。委員会の窓口又は郵送等での配付は行わない。

①様式1（EXCEL形式）：提案書

次の事項について記載すること。

- ア 提案事業名
- イ 事業の実施主体
- ウ 実施対象地域
- エ 事業実施計画、ターゲット、具体的な戦略・手法
- オ 本事業の目標設定・成果の把握
- カ 事業成果の持続性、翌年度以降の考え方

②様式2（EXCEL形式）：実施体制書

事業実施に係る関係者／役割分担／担当者名／連絡先を記入すること。

③様式3（EXCEL形式）：スケジュール表

事業実施に係る取組の実施スケジュールについて記載すること。

④様式4（PowerPoint形式）：提案の概要図

様式1で記載した内容について、要点のみを簡潔に、1枚にまとめて記入すること。
（文字のフォントは12ポイント以上とすること。）

⑤様式5（EXCEL形式）：経費積算書

事業の実施に必要な経費を、取組毎に分けて記入すること。

⑥様式6（WORD形式）：誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書を、記名・押印の上、提出すること。

5 公募期間・提案書類提出方法

（1）公募期間

- 公募期間
平成30年4月16日（月）～平成30年5月31日（木）
- 公募締切
平成30年5月31日（木）17時00分（必着）

（2）提案書類提出方法

以下の提出物について、下記送付先に郵送又は持参で提出すること。

持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとする。

(3) 提出物

様式1～5の紙媒体を5部（原本1部、副本4部）、様式6は原本1部とする。

(4) 提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 県庁西庁舎10階
福島県観光交流局観光交流課 菅野 宛て

6 説明会の開催

本事業に関する説明会は予定しておりません。

7 質問の受付及び問い合わせ先

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限 平成30年5月2日（水）17時まで（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式7）により、電子メール又はFAXにより提出してください。

電子メールの件名は「【質問】リピーター促進事業」とし、電子メール、FAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県観光交流局観光交流課（担当：菅野 友博）

電話：024-521-7398 FAX：024-521-7888

E-mail: tourism@pref.fukushima.lg.jp

8 その他

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて応募申込書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 提案書の提出期限から当該業務の契約締結日等までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本要領に違反すると認められる場合

キ その他、委員会が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出を行うことは出来ません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

提案に要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、提案書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された提案書等は、返却しません。

以 上